

第159回
山形県社会教育委員の会議

◇ 期 日：平成21年2月24日(火)

◇ 時 間：13:30～16:00

◇ 場 所：県庁1002会議室

次 第

1 開 会

2 山形県教育委員会教育長挨拶

3 座長選出

4 報告並びに意見交換

(1) 平成20年度社会教育事業の実績について

(2) 山形県立青少年教育施設の見直しについて

(3) 特別委員会の報告について

(4) 平成21年度社会教育・生涯学習振興行政の推進にあたって

(5) その他

5 連 絡

6 閉 会

山形県社会教育委員

(任期 平成20年5月21日～平成22年5月20日)

番号	氏名	役職	出欠	備考
1	くろだ せいじ 黒田 聖司	山形県高等学校長会 (山形県立山形西高等学校長)	○	
2	あきば はるお 秋葉 春男	山形県中学校長会 (山形市立第六中学校長)	○	
3	ひらお こうじ 平尾 幸治	山形県連合小学校長会 (山形市立滝山小学校長)	○	
4	さいとう ゆみ 齊藤 友美	学校法人アテネ学園園長	○	
5	いがらしきぬこ 五十嵐絹子	元鶴岡市立朝暘第一小学校学校司書	○	
6	いわさわ ちか 岩沢 ちか	ボランティアグループ「トライあんぐる」事務局、小国町放課後子どもプランコーディネーター	○	
7	かなざわ かずこ 金澤 和子	財団法人山形県生涯学習文化財団 山形県男女共同参画センター館長	○	
8	きじま たかのり 木嶋 孝徳	子ども育成ボランティア・山形 理事	○	
9	はんた ゆか 半田 豊	新庄市社会教育委員	○	
10	のぐちひろみ 野口比呂美	特定非営利活動法人「やまがた育児サークルランド」代表	○	
11	くわじま せいいち 桑嶋 誠一	山形新聞社論説委員長		
12	ごとう つねひろ 後藤 恒裕	山形県市町村教育委員会協議会教育長会会長 (山形市教育長)	○	
13	たかはし のぶこ 高橋 信子	羽陽学園短期大学名誉教授	○	
14	でがわ しんや 出川 真也	山形大学大学連携推進室准教授、(特)里の自然文化共育研究所専務理事	○	
15	ますだ ただお 舂田 忠雄	山形大学地域教育文化学部名誉教授	○	

(平成21年2月24日現在)

社会教育法(抜粋) (昭和24年6月10日法令第207号)

第3章 社会教育関係団体

(審議会等への諮問)

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科大臣が審議会等(略)で政令で定めるものの、地方公共団体においては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない。

第4章 社会教育委員

(社会教育委員の構成)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

第16条 削除

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

(1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。

(2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

(3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の定数等)

第18条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

山形県社会教育委員条例 (昭和24年11月10日条例第68号)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条により、山形県教育委員会(以下教育委員会という。)に社会教育委員(以下委員という。)を置く。

第2条 委員の定数は20人以内とする。

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でもこれを解嘱することができる。

第5条 委員の会議は、教育長が招集する。

報告並びに意見交換

(1) 平成20年度社会教育事業の実績について (資料1・補助資料1)

(2) 山形県立青少年教育施設の見直しについて (資料3)

(3) 平成20年度山形県社会教育委員特別委員会の報告

平成18年の教育基本法改正を受けて中央教育審議会から出された「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築をめざして～」の答申では、生涯学習の振興のためのめざすべき施策の方向性として、「社会全体の教育力の向上のための学校・家庭・地域が連携する仕組みづくり」についての提言がなされている。

さらには、6月の「社会教育法」の一部改正により、「国及び地方公共団体が社会教育に関する任務を行うに当たっての配慮事項として、社会教育が学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めることを加えること。」が加えられている。

この答申の提言および改正社会教育法の趣旨に基づき、「山形県として、今後、学校・家庭・地域が連携し、社会全体の教育力を向上させるための仕組みをいかに構築していくか」という課題について、社会教育委員の会議では、4回にわたり特別委員会を開催し、わが県の生涯学習・社会教育行政が今後めざすべき方向性について検討してきた。

1 テーマ

「社会全体の教育力向上に向けた学校・家庭・地域の連携のあり方」

2 会議の経過

○第1回 7月25日 私学会館

- ・特別委員会の目的とテーマについて
- ・家庭・学校・地域の連携についての意見交換

○第2回 9月2日 県庁202会議室

- ・実践研究(学校と家庭の連携に係る各委員の実践発表と意見交換)
平尾委員「子どもの生活リズムを取り戻すための学校と家庭の連携について」
金澤委員「共にはぐくむ～学校・家庭・地域の連携をめざして～」
- ・中間報告の柱立てについて

○第3回 12月18日 県庁602会議室

- ・実践研究(学校と地域の連携に係る各委員の実践発表と意見交換)
岩沢委員「放課後子ども教室『めっちゃ』の活動から」
「ボランティアサークル『トライアングル』の活動から」
舛田委員「食育を通じた地域との連携について」

○第4回 2月24日 県庁1002会議室

- ・実践研究(幼稚園と家庭・地域の連携に係る実践発表と意見交換)
齊藤委員「幼稚園と家庭・地域の連携について」
- ・報告書の柱立てと今後の進め方について

(4) 平成21年度社会教育・生涯学習振興行政の推進にあたって
(資料2・補助資料2)

(5) その他
・社会教育関係団体への補助金について

平成21年度補助金交付団体及び金額

団 体 名	補助(共済負担金)事業名	金 額 (円)
山形県婦人連盟	婦人団体事業費補助金	94,000
山形県PTA連合会	PTA活動費補助金	52,000
山形県高等学校PTA連合会	PTA活動費補助金	30,000
山形県特別支援学校PTA連合会	PTA活動費補助金	42,000
山形県公民館連絡協議会	山形県公民館連絡協議会事業費補助金	47,000
山形県社会教育委員連絡協議会	山形県社会教育委員連絡協議会事業費補助金	63,000
ボーイスカウト山形県連盟	ボーイスカウト事業費補助金	47,000
合 計		375,000

〇はじめに

※作成の趣旨、報告書の内容等について

I 現状の把握

1 現代社会における現状と課題について

近年の少子高齢化、都市化、情報化等の経済・社会の急激な変化
個人主義、経済至上主義、価値観の多様化に伴う人間関係の希薄化
地域社会における連帯感の欠如、地域の教育力の低下、
核家族化、親の子育て意識の変化、家庭の教育力の低下
子どもたちの実体験不足、生活リズムの乱れ、若者の自立の遅れ・・・

2 国の動き、県の動き

こうした状況に対応し、国では・・・

H18年12月に教育基本法が改正され、社会教育に関する規定が充実した。

「公共の精神」（教育の目標）、「生涯学習の理念」（第3条）、「家庭教育」（第10条）、

「社会教育」（第12条）、「学校・家庭・地域住民等の相互の連携協力」（第13条）

H20年2月に中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」が出され、目指すべき施策の方向性として、「国民一人一人の生涯を通じた学習の支援」と「社会全体の教育力の向上」の二つがあげられている。

H20年6月には、社会教育法が改正され、社会教育行政の体制整備を図るため、社会教育に関する国と地方公共団体の任務規定の整備や教育委員会の事務内容の追加等が行われた。

さらに、H20年7月に出された国の教育振興基本計画の中でも、社会全体で教育の向上に取り組むことが基本的な施策の方向性として示され、学校・家庭・地域の連携強化や社会全体の教育力を向上させること、家庭の教育力の向上などが明確に打ち出された。

本県では、H17年度より「いのち」「まなび」「かかわり」をキーワードに「知徳体が調和し、いのち輝く人間の育成」を目指した第5次山形県教育振興計画を推進してきた。さらに、H19年度からは、「やまがた教育『C』改革」を立ち上げ、子どもたちの人間力を育成するために、「コミュニケーション」を核として学校、家庭、地域における教育活動全般を見直し、心が通い合う教育の実践に取り組んでいる。

3 連携の現状と課題について

(1) 学校（幼稚園・保育所等）と家庭

(2) 学校（幼稚園・保育所等）と地域

(3) 家庭と地域

※本県における連携の実態。委員の方から発表していただいた内容も加えて。
※調査結果や数的なデータも活用しながら

Ⅱ 「社会全体の教育力の向上」をめざした連携のあり方について

- 1 子どもの「生きる力」を育むための連携のあり方
- 2 成人の「人間力」を高めるための連携のあり方
- 3 地域の活性化のための連携のあり方

※山形の特色をふまえながら、それぞれの連携のあり方について具体的な提言をする。
その中で、先進的な取り組みを紹介しながら、具体的なイメージを描けるようにしたい。

Ⅲ 行政のあり方について

※県および市町村の生涯学習・社会教育行政への提言。

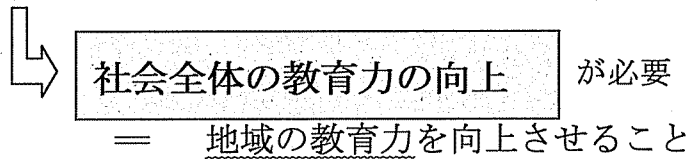
○おわりに

○参考資料

- ・ 山形県の統計データや、市町村等で実施されている事業の情報、これまで社会教育関係事業の中で調査した資料など、本県の特色をあらわしているデータを整理して載せる。

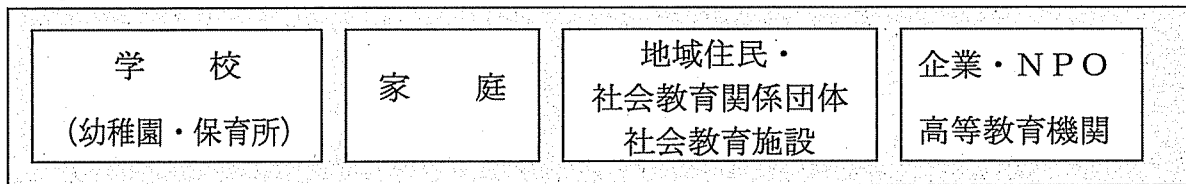
★「社会全体の教育力の向上」のイメージ

*今、子どもの「生きる力」や成人の総合的な人間力の育成が求められている。



※「地域」；小学校区のコミュニティをイメージ

そのためには...



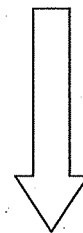
地域の課題や目標を共有化し、それぞれの持つ教育力を発揮して、
連携し合う仕組みづくりが必要

*具体的には・・・

- 異世代の人々や他の家庭等の様々な人々との交流、地域社会等における体験を通して、子どもの「生きる力」を育成する環境づくりを社会全体で取り組む。
- 成人の学習機会について、多様な関係者が多様な学習機会を提供し、学習した成果を関係者が生かして、課題の解決が図れるようにする。
- 青少年の健全育成に向けて、社会全体で責任を負い、全ての個人及び組織が役割・責任を果たし、相互に協力しながら取り組む。
- 家庭教育を社会全体で支援していく。

※連携を進めていく際の視点

- ・ 地域全体で子育てや学習の「支え合い」(共同)
- ・ 地域の課題解決は地域の手で「助け合い」(共生)
- ・ 家庭・地域・学校の効果的な連携「つながり合い」(共育)



【行政の役割】

- ・ 連携の仕組みづくり ・ ネットワークの構築 ・ 「出向いていく」行政

◆具体的な方策

- ・ 身近な地域における家庭教育支援基盤の形成
- ・ 学校を地域の拠点として社会全体で支援する取り組みの推進
- ・ 地域の教育力向上のための社会教育施設等の活用
- ・ 大学等の高等教育機関と地域の連携